

国保データベース（KDB）システム活用に伴う個人情報の目的外利用等  
について

- 1 国保データベース（KDB）システム概要・・・資料1
- 2 個人情報取扱いのフローチャート・・・・・・・・・・資料2
- 3 諮問内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料3

## 国保データベース（KDB）システム概要

### 1 諮問内容について

#### （1）諮問の目的

本市国民健康保険では、健康・医療情報の分析結果に基づき、平成27年度末に第1期データヘルス計画（計画期間：2箇年、平成28年度～平成29年度）及び第2期データヘルス計画（計画期間：6箇年、平成30年度～令和5年度）を策定し、平成28年度から計画に基づく保健事業を実施しています。

現在、これらの分析作業については、業者委託にて実施していますが、今般、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）が開発した国保データベース（以下、「KDB」という。）システムの機能の向上及びKDBシステムを活用した保健事業と介護予防事業との一体化に向けた国の動向があることからKDBシステムの活用を図りたいと考えています。

KDBシステムから抽出される情報は、それぞれ本来の事業目的（医療の給付、健康診査等の実施及び介護給付）で本市が収集し保有しているものであり、これを保健事業の実施のために利用することは、目的外利用及び目的外提供となることから、条例10条第1項第4号の規定に基づく目的外利用・目的外提供、同条第2項の規定に基づく本人通知の省略及び第12条第2項の規定に基づくオンライン結合について御意見を伺いたいので、諮問いたします。

#### （2）KDBシステムとは

KDBシステムとは、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）と専用回線で結ばれた情報セキュリティを厳重にした全国的なシステムであり、データ分析の一部を委託により外注することなく保健事業に必要な情報を閲覧することが可能です。閲覧できるデータには、個人情報を含まない「統計情報」と個人情報を含む「個人帳票（個人の健康に関する情報）」の2種類があります。

#### （3）想定される保健事業

KDBシステムから抽出できるデータを活用した保健事業の具体的な事例としては、次のとおりです。

- ・ 特定健診受診勧奨事業
- ・ 特定保健指導利用勧奨事業
- ・ 受診行動適正化事業（重複服薬）
- ・ 健康意識の向上への取組み

## 2 KDBシステムについて

### (1) KDBシステムで行うこと

KDBシステムでは、国民健康保険制度における診療報酬明細書及び特定健康診査に関する記録や、介護保険制度における介護給付実績等の個人情報について、連合会へ提供する。連合会は、国保中央会へ①個人が特定できる情報を暗号化\*<sup>2</sup>し、②取得データが格納されたファイルを暗号化する、二重の暗号化措置を行う。この暗号化されたデータは、国保中央会において突合処理・集計処理が行われ、「統計情報」、「個人帳票（個人の健康に関するデータ）」（以下「統計情報等」という。）が作成される。個人識別情報は暗号化されたまま処理された後に、この結果がKDBシステムに戻り、暗号が解除される。

「個人の健康に関するデータ」は、KDBシステムに戻った段階で復号\*<sup>3</sup>が可能であることから、個人情報となり、被保険者の情報を保険者が閲覧することができる。他の保険者\*<sup>4</sup>の被保険者の情報は、別の保険者からは閲覧することができないが、統計情報は比較分析のため用いられることがある。

### (2) KDBシステムと個人情報の考え方について

KDBシステムと個人情報の考え方については、厚生労働省が次のように整理している。

ア 国保連合会がもともとの受託により所有する情報を、国保中央会において突合し、加工するなどにより統計情報等を作成することについて

(ア) 各都道府県国民健康保険団体連合会（以下「各都道府県国保連合会」という。）は、国民健康保険法、介護保険法等の法令に基づく事業を行い、統計情報等を作成することはこれらの規定に基づく事業であること

(イ) 各都道府県国保連合会から国保中央会へ処理を委託することについて、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付情報における個人が特定できる情報（被保険者証記号番号、氏名、住所等）を暗号化し、暗号を復号化するための暗号と個人が特定できる情報との対応表（以下「暗号鍵」という。）は各都道府県国保連合会において厳重に保管されており、国保中央会は暗号鍵を有しないため、個人情報保護法の個人情報に当たらないこと

イ 国保中央会において突合し加工された統計情報等について

(ア) 各都道府県国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のうち、全国統計データや保険者別統計データ、同規模保険者との比較統計データ等の一般的な統計処理や分析を行い加工された「統計情報」については、個人情報には当たらないこと

(イ) 各都道府県国保連合会から委託を受けて国保中央会において突合し加工された情報のうち、診療報酬明細書等、特定健診等記録及び介護給付情報を突合し被保険者ごとに統合された「個人帳票（個人の健康に関する情報）」については、暗号鍵を有する各都道府県国保連合会において、当該情報を復号化することが可能であり、個人情報に当たること

### 3 KDBシステムに関連するデータ等の管理について

本市と連合会との間で、KDBシステムに関する委託契約を締結している。次の(1)の内容については契約又は「神奈川県国民健康保険団体連合会国保データベース(KDB)システムの運用等に関する規則」に規定されているものである。

#### (1) 神奈川県国保連合会におけるKDBシステムのデータ等の管理について

本市との接続について	専用線で接続する。
国保中央会との接続について	専用線で接続する。
KDBシステムサーバについて	<ul style="list-style-type: none"><li>・24時間有人監視のデータセンター内のサーバラックに施錠して管理する。データセンターに入室するためには、事前申請を必要とする</li><li>・サーバに保管されるデータの保有期間は5年間であり、古いデータは消去される</li></ul>
神奈川県国保連合会でのKDBシステム端末について	<ul style="list-style-type: none"><li>・神奈川県国保連合会でのKDBシステム操作については、情報閲覧以外の処理を行うことができない(データ修正、外部電子媒体へのデータ複写等はできない)</li><li>・アクセスログを取り、不審な操作が行われていないか等のログの確認をする</li></ul>
神奈川県国保連合会からの再委託について	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報の処理を伴う再委託は原則禁止する</li><li>・個人情報の処理を伴う再委託が必要不可欠なときは、再委託の必要性及び再委託先が委託先と同等以上の安全管理措置を行えることを確認した上で許諾する</li></ul>
神奈川県国保連合会のISMS認証等	JISQ27001の認証を取得

(2) 本市におけるKDBシステムから出力されたデータ等の管理について

連合会との接続について	専用線で接続する。
KDBシステムへ接続する端末について	KDBシステムへ接続する端末は、本市の他のネットワークには一切接続しない。また、KDBシステムへ接続する端末の数は必要最小限とする
端末を操作する職員、情報の取扱い権限について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDBシステムへ接続する端末を利用する職員に対し、ID及びパスワードを交付する</li> <li>・ ID及びパスワードの発効・失効は国保年金課長が管理する</li> <li>・ 「個人の健康に関するデータ」の取扱い可能な職員は、国保年金課職員の中から、保健事業の実施に係る職員のみとし、これらの職員に対して発効したIDにのみ取扱い権限を付与する</li> <li>・ 上記以外の職員へは、「統計情報」のみ取扱い可能な権限を付与する</li> </ul>
「個人の健康に関するデータ」のうち、端末において出力されるデータについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ KDBシステムから出力されるCSV等のデータを保存するときは、ファイルに英数字記号混在で8文字以上のパスワードを設定する</li> <li>・ パスワードは、「個人の健康に関するデータ」の取扱い権限がある職員だけが知り得るものとする</li> <li>・ KDBシステム接続端末から業務使用端末へ当該データを移す際は、電子記録媒体を使用するが、電子記録媒体は国保年金課事務室内でのみ使用する</li> <li>・ 業務使用端末にデータを保存する際は、国保年金課職員のみが閲覧可能なフォルダに保存し、データファイルにはパスワードを設定する</li> <li>・ 「個人の健康に関するデータ」を紙媒体に印刷し、保管するときは、キャビネット等に施錠して保管する</li> <li>・ 紙媒体が不要となったときは、裁断して廃棄する</li> <li>・ その他、条例等及び情報セキュリティ対策を遵守し管理する</li> </ul>

#### 4 業務に必要な目的外利用の対象となる情報について

次の各情報・レコード等のうち、被保険者証記号・番号（国保）、被保険者番号（介護）、被保険者氏名、電話番号、郵便番号、住所（表中、斜体・下線で表記）については、二重の暗号化により匿名化して処理される個人識別情報である。

国保医療データ（国保給付事務で収集・保有）		
レセプトデータ	医療機関情報	医療機関コード、医療機関名称、請求年月、医療機関電話番号等
	共通レコード	診療年月、 <u>患者氏名</u> 、患者性別、患者生年月日、入院年月日、請求情報等
	レセプト情報	保険者番号、 <u>被保険者記号・番号</u> 、診療実日数、合計点数等
	傷病名レコード	傷病名コード、診療開始日、転帰 <sup>*5</sup> 区分、傷病名称、主傷病コード等
	適用情報	点数、診療回数、医薬品コード、医薬品使用量、特定器材コード等
	症状詳記情報	症状詳記データ
被保険者台帳データ	<u>氏名</u> 、 <u>郵便番号</u> 、 <u>住所</u> 、 <u>電話番号</u> 、 <u>被保険者証記号・番号</u> 等	

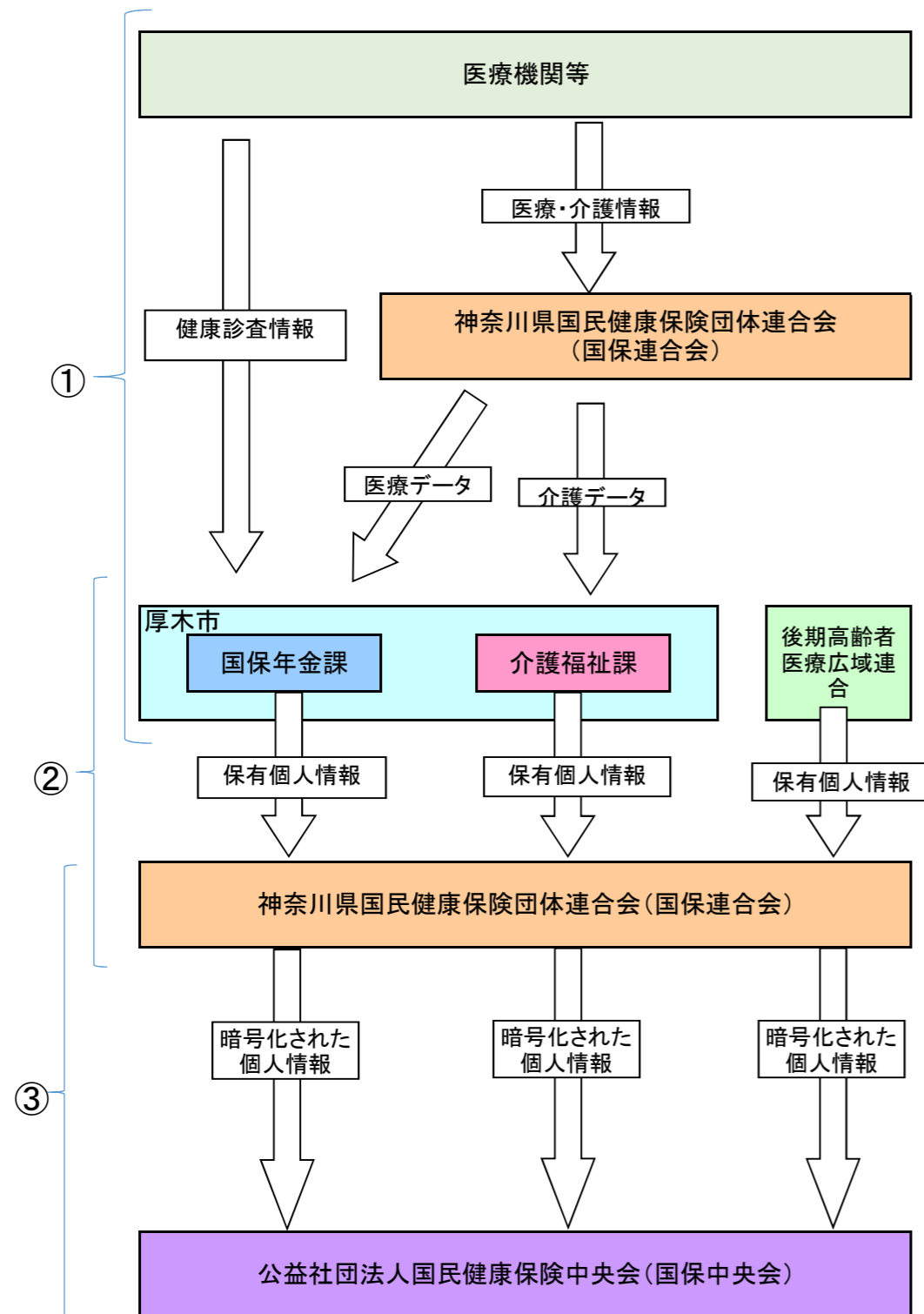
介護保険データ（介護給付事務で収集・保有）	
給付管理票情報	審査年月、対象年月、保険者番号、事業所番号、 <u>被保険者番号</u> 、被保険者生年月日、性別、要介護区分状態コード、限度額適用期間、居宅・介護予防・総合事業支給限度額、サービス種別コード等
給付実績情報	保険者番号、 <u>被保険者番号</u> 、サービス提供年月、被保険者生年月日、性別、要介護状態コード、事業所番号、サービス開始年月日、サービス終了年月日、サービス単位数、請求額、利用者負担額等
保険者台帳情報	保険者番号、保険者名、保険者住所、保険者電話番号等
市町村固有情報	保険者番号、サービス支給限度基準額等
事業所台帳情報	事業所指定等年月日、事業所番号、申請（開設）者情報、代表者情報、管理者情報、事業所情報等
受給者台帳情報	受給者資格異動年月日、 <u>被保険者番号</u> 、 <u>被保険者氏名</u> 、生年月日、性別、資格取得・喪失年月日、要介護状態コード、認定有効期間（開始年月日、終了年月日）、サービス利用の支給限度額等

用語説明

注釈番号	用語	説明
1	保健事業	国民健康保険法第82条第1項「保険者は、特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者の自助努力についての支援その他の被保険者の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない」の規定に基づき行う事業で、本市で実施している主な保健事業は、特定健康診査（いわゆる「メタ保健診」）、特定保健指導、人間ドックの助成事業などがある。
2	暗号化	例えば、元のデータ「1234」を暗号化すると、「j3oz」のように全く違うデータとなり、暗号化されたデータを見ただけでは、意味をなさないデータとなる。
3	復号	暗号化されたデータを、元のデータに戻すこと。
4	他の保険者	KDBシステムにおける「他の保険者」とは、他市町村国保又は県内の国民健康保険組合（医師国保組合、建設業国保組合等）を指す。
5	転帰	治療開始の状態から、治療の結果どうなったかを示すもの。「治癒」「中止（転医）」「死亡」「その他」に区分される。

# 国保データベース(KDB)システムにおける個人情報取扱のフローチャート

資料 2

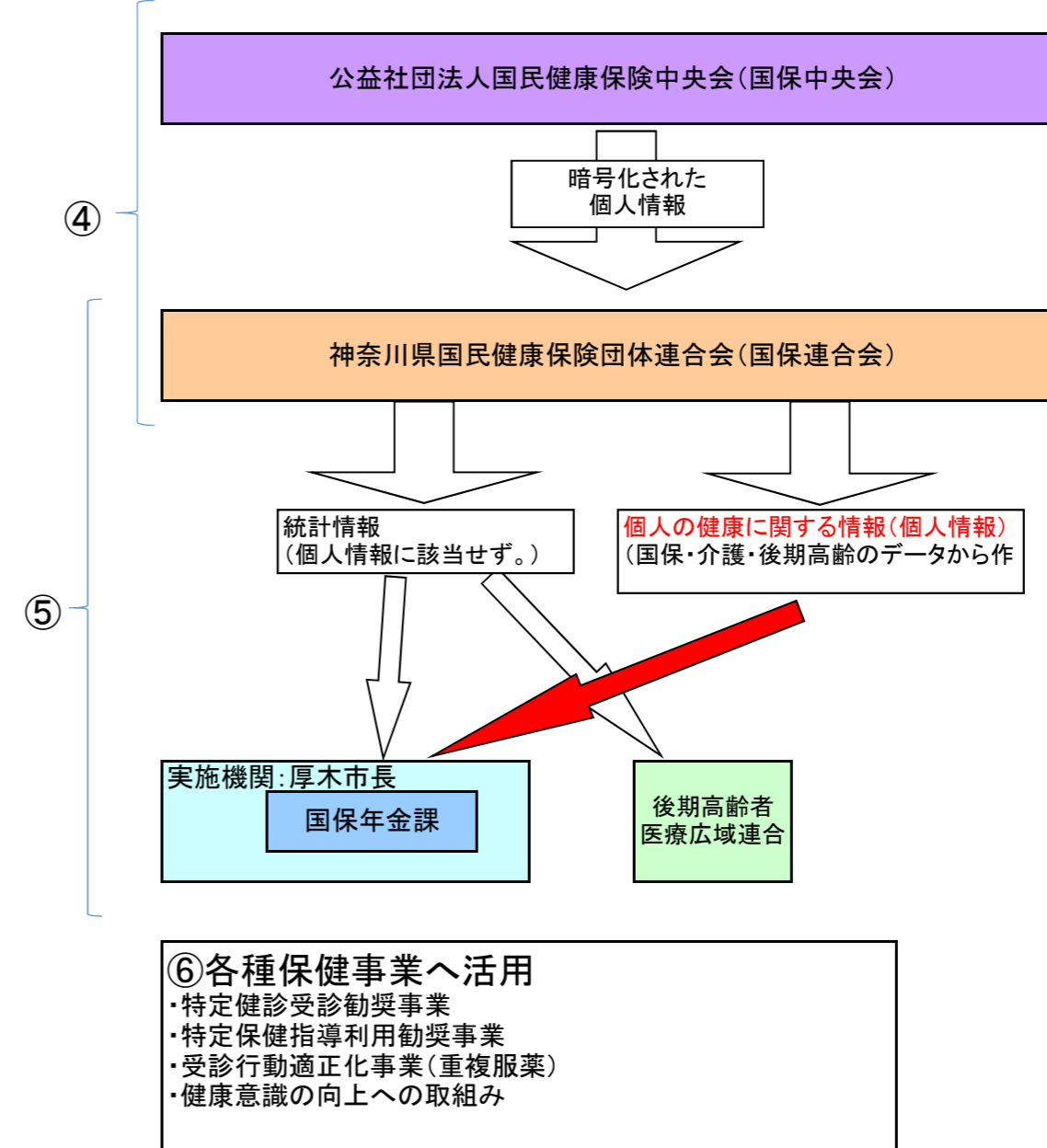


①医療機関等から医療・介護データを収集する。収集された個人情報は、国保連合会の端末に蓄積される。

## ②オンライン結合

国保データベース(KDB)システムに関する委託契約に基づき、各保険者等が保有する個人情報を国保連合会の端末から専用回線を通じて国保連合会に提供する。

③国保連合会から国保中央会に統計情報等の作成を委託。各保険者等から収集し、国保連合会が保有している個人情報を、暗号化した上で専用回線を通じて国保中央会に提供。



今回、諮問する範囲は、②、⑤、⑥です。

④国保中央会は、提供された個人情報を基に、「統計情報」及び「個人の健康に関する情報」を作成し、国保連合会に専用回線を通じてKDBシステムへ提供。(この委託は、国民健康保険法等の規定に基づくもの。)

## ⑤オンライン結合

国保連合会は、委託の範囲内に限り、「統計情報」及び「個人の健康に関する情報」を各保険者等にKDBシステムを通じて提供する。

## ⑥目的外利用及び目的外提供

提供されたデータに基づき、通知や保健指導等の保健事業を実施する。



## 諮問内容について

現在、KDBシステムの個人帳票閲覧をしていない市町村は、全国1,737中、厚木市を含め5市町村であり、全国的にKDBデータが保健事業に活用されています。

年々、システム自体の機能改善や新機能の追加等も実施され、平成30年度からは「適正受診・服薬取組（重複服薬対策）」のデータ提供が可能とされ、データ分析を委託により外注することなく対象者の抽出が可能となり、委託費の削減を図ることができます。

また、国においては、保健事業と介護予防事業の一体的実施を進めており、後期高齢者医療広域連合と連携し、市町村が実施するとしています。実施には医療保険や介護保険などの制度をまたいだデータ提供にはKDBシステム活用するため、令和2年度に改正法を施行し、KDBシステムを効果的に使用できる規定を盛り込むとされるなど、国が示す事業の実施には、個人帳票の閲覧が必須となってきます。

これまでも市のホームページや広報等にて保健事業の実施及びデータヘルス計画の策定については、公表しており、個人情報の使用については、国民健康保険法等で規定する市町村（保険者）事業の一つであり公益性が高く、使用目的から個人に対する不利益は生じる恐れがないことや個人情報の利用は厚木市（保険者）及び被保険者に限られ、第三者への提供を目的として個人情報を取得することは想定されません。

各事業にて使用するデータは、健診結果が年間約13,000件、レセプトが年間約840,000件と大量であり、各事業別にそれぞれ個別に通知することは、困難であるとともに、事業の円滑な遂行及び事業の達成に支障をきたすおそれがあります。

よって、条例第10条第1項第4号の規定に基づく目的外利用・目的外提供、同条第2項の規定に基づく本人通知の省略及び第12条第2項の規定に基づくオンライン結合について、御意見を伺いたいのので、諮問いたします。

事務連絡  
平成25年11月26日

各市町村国民健康保険主管課御中

神奈川県保健福祉局保健医療部医療保険課

国保データベース（KDB）システムから提供される  
情報の活用における個人情報の取扱いについて

国保データベース（KDB）システム（以下、「KDB」という。）から提供される情報の活用については、平成25年6月25日付けの厚生労働省保険局国民健康保険課他4課連名で、都道府県主管課（部）あて事務連絡（以下、「国事務連絡」という。）が送付されたところ です。

この国事務連絡では、KDB情報のうち国保連と中央会で処理保有する「統計情報」及び「暗号化された情報」は、個人情報保護法に基づく個人情報には当たらないとするとともに、突合加工された「個人の健康に関する情報」は個人情報に当たり、国保連の処理保有は保険者委託の範囲内に限定されるとされました。また、委託目的の範囲内であれば国保連処理は目的内利用であり、保険者からの情報提供も第三者提供とはならないとされたところ です。

この国事務連絡により、国保連のKDBの情報処理保有と提供は、保険者の委託範囲内であれば、個人情報の取扱いとして問題がないこととなりますが、保険者がKDBを活用する（国保連に委託する）際の個人情報の取扱いは「（市町村及び後期高齢者医療広域連合では）個人情報保護に関する条例による」とされており保険者の判断となります。

この点について、厚生労働省保険局国民健康保険課に照会したところ、国事務連絡はあくまでの委託後の国保連及び中央会の個人情報の取扱いについて言及したものであり、保険者としてKDBを活用（そのための委託）する際の個人情報の取扱いは保険者判断との回答を得ております。

KDBは、10月から一部市町村・国保組合の処理が開始され、KDBの活用（具体的には情報提供処理）について、個人情報保護審査会に諮った市町村も見られるところです。

県として、KDBの活用が円滑に行われ、その目的である医療費適正化を推進するためには、個人情報の取扱いについて、各市町村条例に基づき個人情報保護審査会に諮り整理することが必要と考えております。別添のとおり、個人情報の取扱いとして整理すべき課題をまとめましたので、各保険者においては課題を踏まえ、適切に処理されますようよろしくお願ひします。

（問い合わせは  
国保指導グループ 安部  
(045)210-4881

(別添)

## KDB活用にあたり個人情報取扱いとして整理すべき課題について

### 1 個人情報保護条例により制限を受ける事項の整理

KDBに関連し、次の2点は、神奈川県個人情報保護条例（市町村条例の多くが準じたものであることから、県条例をもとに課題を整理することとします。以下「条例」といいます。）において収集、利用及び提供が制限されている事項です。しかし、それぞれについて条例では個人情報保護審査会に諮り、除外することが妥当との答申を受けた場合は、例外的に認められることとなっています。

このため各市町村においても、基本的に各市町村個人情報保護審査会に諮問し、条項規定の除外の答申を受けていただくことが必要と考えます。

除外の根拠としては、保険者としては「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）等にも示されているとおり、保健事業について効果的かつ効率的に実施していく必要があり、「個人情報の使用目的は、国民健康保険法等で規定する市町村（保険者）事業の一つであり公益性が高い」ことがあげられます。また、「使用目的から、個人に対する不利益は生じる恐れがない」「個人情報の利用は、市町村（保険者）に限定される」「個々の被保険者にあらためて同意を求めることは、事業の円滑な実施に支障を来たす」「個人情報の活用について広報が行われ、知りえる状況に置かれる」といったものが考えられます。

#### (1) 診療報酬明細書（レセプト）の目的外利用

KDBで活用する診療報酬明細書のデータは、保険者として「診療報酬の審査支払」を目的に、医療機関等を通じ本人から収集している個人情報です。従って、KDBに活用するためには、「個人情報の目的外利用及び提供の制限」の観点から課題を整理する必要があります。

従来から行われている診療報酬明細書データを活用した統計情報処理は個人情報には当たりませんが、KDBはシステムに「個人の健康に関する情報」提供機能があることから、実際に個人情報を活用するかどうかにかかわらず整理する必要があります。

なお、目的外利用が認められKDBにデータ提供が行われる際は、国保連との「診療報酬の審査支払」の委託契約に際して、診療報酬明細書データの目的外活用を活用内容とあわせ明記（限定列記）することが望まれます。

#### (2) 本人以外の者からの個人情報の収集

個人情報は本人収集が原則であり、本人以外からの収集は本人通知が必要です。

KDBでは、診療報酬明細書データや特定健診・特定保健指導データはもとより、介護保険給付データも処理突合された情報が作成され、情報提供主管課以外の職員が、その情報を活用することが想定されたシステムです。本人情報を収集した主管課ではない所属職員が、情報を活用することになります。

各主管課が自ら保有する個人情報をKDBに提供するに際し、「個人情報の本人以外からの収集の制限」の観点から課題を整理する必要があります。

(参考)

「個人情報保護審査会への諮問や答申が必要ない」とのご意見について

いくつかの市町村から「個人情報保護審査会に諮問する必要はないと個人情報保護担当主管課から言われた」、「国保主管課でもそう考えている。」といった意見が聞かれます。

諮問の必要性は、最終的には各市町村（保険者）の判断となりますが、条例やこれまでの議論、KDB のシステム機能から、次のとおり考え方を整理しましたので参考にさせていただきをお願いします。

- 条例では「本人提供」の場合の適用除外が設けられ、KDB も最終的には保健指導等の目的で利用され「本人提供」されることから適用除外と考え、個人情報保護審査会への諮問は不要とする考え方があります。しかし、保健指導等の該当者抽出・選択の際には、「本人提供」されない被保険者全員の個人情報が活用されることになり、保健事業における「本人提供」をもって適用除外と考えることは困難と考えられます。
- また法令等に規定する事業であり、それに伴う個人情報提供なので適用除外となるの考え方もあります。しかし、「保健事業の実施に努めること」については国民健康保険法第 82 条で規定されていますが、保健事業に KDB 事業も含め個人情報を活用することについては、直接法令では明記されておらず、法律に基づく情報提供と解釈することは困難と考えられます。
- KDB を活用するが統計データとしての活用のみであり、個人情報を取り扱わないので個人情報保護条例には抵触しないとの考え方もあります。しかし、KDB において診療報酬明細書データ等は統計処理としてのみ活用されるのではなく、KDB は「個人の健康に関する情報」を提供する機能を有しており、システム処理においてその機能を除くことは技術的に困難です。個人情報が処理・出力されるシステムに個人情報を提供する事実があることから、使わないからという理由で個人情報を取り扱っていないと整理することは困難と考えられます。

## 2 個人情報のKDB活用に対する広報の実施

個人情報保護審査会の答申で適用除外とされても、KDB事業と診療報酬明細書データ等の活用（本人以外から個人情報を収集することを含む）と目的（保健事業）、取扱者（市町村）を広報し「本人が知りえる状況にしておく」ことが必要と思われれます。

その際に「個人情報の取扱い」については個人情報保護法及び個人情報保護条例に基づき細心の注意を持って取扱っていることを、問い合わせ先とともに明記することが望まれます。

## 3 KDB活用に関する運営協議会や団体との調整

運営協議会委員には、KDBについて説明を行うことが望まれます。

あわせて医師会、歯科医師会、薬剤師会など診療報酬明細書の作成団体にも理解を得ることが必要です。マイナンバー等のビッグデータへの転用の危惧が出される可能性があります。

ますが、広報と同様にKDB事業目的と個人情報の活用先、取扱者（市町村）を明確にして説明することが必要です。なお、県医師会に対しては神奈川県国民健康保険団体連合会が説明を行っております。

#### <参考 神奈川県個人情報保護条例(抜粋)>

##### (利用及び提供の制限)

###### 第9条

実施機関は、前条第1項の規定により明確にされた取扱目的以外の目的に保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

第5号 審議会の意見を聴いた上で必要があると認めて利用し、又は提供するとき

##### (収集の制限)

###### 第8条

第3項 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。」

第7号 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより県の機関又は国の機関独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う当該事務又は事業の性質上その目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあることその他本人以外の者から収集することに相当な理由があることを実施機関が認めて収集するとき。

第5項 本人以外から収集したときは、その旨及び取り扱い目的を本人に通知しなければならない。

ただし、審議会の意見を聴いた上で適当と認めるときは、この限りではない。

国保データベース(KDB)システムの概要

○ 国保データベース(KDB)システムは、国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等から「統計情報」を作成するとともに、保険者からの委託を受けて「個人の健康に関するデータ」を作成し、提供する。

